

平成 27 年度 環境基本計画実施状況

三条市

重点的取組

1 資源の循環と再生可能エネルギーの活用

小項目	主要施策	実施内容	未実施の事項
1 バイオマス資源の活用	(1) 堆肥化の推進	・堆肥の原料としての生ごみ及び剪定枝の処理手数料について本格無料化し、搬入量の確保を図った。	
	(2) 燃料化の推進	・平成28年5月にオープンした保内地区交流拠点施設にペレットボイラー1基の導入を図った。(これにより年間10.1t-CO ₂ の二酸化炭素排出量削減が図れる見込み)。	
2 再生可能エネルギーの活用	(1) 間伐材等を活用した再生可能エネルギーの創出	・木質バイオマス発電所の保内工業団地への誘致に向け、発電事業者との協議、必要な手続関係の支援を行い、平成29年11月の発電所稼働に一定の道筋をつけた。 ・市を含めた木質バイオマス発電事業関係3者で平成27年11月27日に「木質バイオマス発電事業の運営に関する協定」を締結し、市内の間伐材の利用促進について確認した。	
	(2) ものづくりの技術を活かした再生可能エネルギーの利用促進	・民間企業における小型水力発電装置開発への支援を行い、吉ヶ平山荘の電源装置として設置した。	

2 住み続け選ばれるまちの実現

小項目	主要施策	実施内容	未実施の事項
1 持続可能な社会の基盤づくり	(1) 農地・里山環境の保全	・完熟堆肥の利用を拡大し、環境にやさしい堆肥の流通を促進するため、緑のリサイクルセンターにおける余剰剪定枝のくん炭化に取り組み、それを活用して良質な堆肥を生産する仕組みについて検討を行った。 ・三条マルシェにおいて完熟堆肥及びそれを使用して栽培した野菜を販売し、資源循環型社会の啓発に取り組んだ。	・先進農業者の下で農業の研修を行う新規就農候補者の確保に努めたが確保に至らなかった。
	(2) 空き家等の保全及び有効活用	・空家等対策の推進に関する特別措置法の施行に伴い、空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正し、空き家及び空き地の対策について法と条例との整合を図った。また、市内の空き家の実態を把握するための調査内容等について検討を行った。 ・市内に所在する空き家情報を一元化し、所有者と希望者のマッチングを図る「空き家バンク制度」を、公益社団法人新潟県宅地建物取引業協会との「三条市空き家バンク制度に関する協定」を経て、平成28年11月に開始した。	・空き家バンクに3件の物件が登録されたが、契約実績は0件だった。 ・空き家改修事業等補助金の申請者を募集したが、申込みはなかった。

小項目	主要施策	実施内容	未実施の事項
1 持続可能な社会の基盤づくり	(3) 既存施設の有効活用	・旧第一中学校、旧一ノ木戸小学校、旧条南小学校跡地の有効活用を図るため、公園の整備を行った。	
2 まちの魅力向上への取組	(1) 豊かな自然を生かした環境整備	・環境関係団体等と協力し、自然を感じる体感型イベントを実施した(里山観察会、炭焼き体験、自然観察雪上トレッキング など)。 ・給食に三条産の米を使っている首都圏の小学校児童を対象として、米の収穫体験を実施した。	
	(2) まちにおける魅力的な空間の整備	・まちなかに市民が気軽に出入り、交流できる施設「まちなか交流広場」の整備を行った。	・歩車共存道路について、スマートウエルネスに係るソフト事業の状況を見据えて実施箇所の検討をすることとしたため、27年度の検討は見送った。
	(3) 公共交通の充実	・高齢者の外出促進及び負担軽減を図るための社会実験として、デマンド交通において複数で乗車した場合の利用料金の割引を行う「デマンド交通おでかけパス」の運用を平成28年1月から下田地域在住の65歳以上の住民を対象に開始した。	

3 新たな環境啓発・環境教育の推進

小項目	主要施策	実施内容	未実施の事項
1 裾野を広げる環境啓発の推進	(1) 市民、事業者への環境啓発	・ゴミ拾いにスポーツの要素を加え、楽しみながら環境美化に貢献できる「スポーツゴミ拾い大会」を平成27年10月に実施した(参加者46チーム、175人)。 ・環境啓発施設「かんきょう庵」において、四季を感じ、過度に空調等に頼らず楽しく過ごすことのできるイベント「かんきょう庵DE四季を感じNIGHT」を実施した(5月、8月、10月、2月)。	
	(2) 戦略的な情報発信、情報収集体制の構築	・三条市環境情報だより「エコちゃんサンちゃんからの手紙」を毎月発行し、公共施設への設置の他、ホームページにも同内容を掲載することで環境啓発を図った。 ・環境啓発イベントについて、市の広報紙の他、フリーペーパーを活用して広く周知を図った。	
	(3) 関係団体との連携と人材活用	・フリーマーケットの出店者に声をかけ、知り合いの講師等を紹介してもらい、人材の新規開拓を行った。	

小項目	主要施策	実施内容	未実施の事項
1 裾野を広げる環境啓発の推進	(4) 新たな担い手の育成	・高齢者の外出機会の創出として「きっかけの1歩」事業を開催する中で、新たな担い手として9人のボランティア登録があった（44事業、参加者1,214人）	
2 未来を創る環境教育の推進	(1) 小中一貫教育における環境教育の推進	・エコクラス認定制度を引き続き実施した（6クラス、児童数153人）。また、エコクラス取組校の拡大に向け、実施内容の見直しを行った。	
	(2) 体験型環境教育の推進	・エコクラスの取組校に対して環境出前教室を実施し、環境NPO法人からの講師を派遣する中で廃油から石鹼を作るなどの体験型環境教育を実施した。	

従来からの取組

1 自然環境の保全と創造

小項目	主要施策	実施内容	未実施の事項
1 誰もが親しめる水辺空間の確保	(1) 親水性のある水辺空間の整備・活用	<ul style="list-style-type: none"> 五十嵐川河川緑地などの維持管理を行った。 芝生管理面積A=41,092㎡ 五十嵐川外河川除草A=259,130㎡ 環境関係団体等と協力し各種レクリエーション・イベントを開催した。 【身近な水環境調査(6月)】 主催:五十嵐川を愛する会 主管:NPO法人にいがた里山研究会 後援:三条市 参加者数:35人 【五十嵐川の生物調査(7月)】 主催:NPO法人にいがた里山研究会 共催:五十嵐川を愛する会 後援:三条市 参加者数:40人 	
2 生態系基盤の維持及び生物多様性の確保	(1) 地域の生態系の把握	・平成26年10月の福島県只見町及び三条市での新種のサンショウウオ(タダミハコネサンショウウオ)の発見を受け、引き続き情報収集を行った。	
	(2) 生態系の保全・活用	・特定外来生物について広報さんじょうに啓発記事を掲載し、市民に周知及び駆除の呼び掛けを行った。	
3 自然とのふれあいの場としての里山・森林の保全	(1) 里山・森林の整備・保全	<ul style="list-style-type: none"> 里山環境整備事業、民有林造林事業補助金を活用し、里山の整備を推進した。 4月に県、県森林組合連合会、地元2森林組合への協力要請を発電事業者と共に行った。また、市を含めた木質バイオマス発電事業関係3者と11月27日に「木質バイオマス発電事業の運営に関する協定」を締結した。(再掲) 	
	(2) 森林資源の活用	・旧一中跡地トイレ他2か所で地場産材を使用した。	
	(3) 自然とふれあう場の保全と創出	・ブナの植林事業を後援した。	

小項目	主要施策	実施内容	未実施の事項
4 いのちを育む 恵み豊かな農 地の保全	(1) 農地の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・多面的機能支払交付金事業を推進した。 ・環境に配慮した有機栽培毎、県認証特別栽培農産物の生産面積拡大に取り組み、栽培米25.79ha、県認証特別栽培米486.57haとなった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・先進農業者の下で農業の研修を行う新規就農候補者の確保に努めたが確保に至らなかった。
	(2) 地域農業の振興	<ul style="list-style-type: none"> ・三条産農産物の販売促進及び周知等を図るためのシール(ボナペティシール)を農産物に貼付し、流通を図った。一般消費者用販売農産物(三条産)1単位につき1枚を貼付。シール配布枚数は119万枚。 ・毎月の食育メールで地場の旬の食材について紹介した(年12回実施) ・保育所食育講座の保護者向け講話で旬の食材について紹介した(市内全28施設実施) ・出張トークや料理教室、出前講座等で地産地消の必要性や旬の食材について紹介した(20回実施) 	
5 ふるさとの良好な自然環境の保全	(1) 計画的な景観の確保	なし	<ul style="list-style-type: none"> ・景観計画の策定⇒予定なし
	(2) 自然景観の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画法、土地開発条例に基づき、開発行為に対して地域の生態系に配慮した工法を指導した。 	
	(3) 自然公園の保全・活用	<ul style="list-style-type: none"> ・守門岳、番屋山などの登山基地や八十里越旧道の玄関口である吉ヶ平地区の観光資源としての活用を図るため、吉ヶ平山荘を中心とした周辺整備を行った。 	

2 生活環境の保全

小項目	主要施策	実施内容	未実施の事項
1 快適な大気環境の確保	(1) 大気汚染が発生した場合の周知	<ul style="list-style-type: none"> ・光化学スモッグ緊急時の情報伝達訓練を実施し、県と市及び市役所各課の連絡体制を確認した。また、PM2.5についても、緊急時の情報伝達訓練を実施し、県と市の連絡体制を確認するとともに、注意喚起の周知方法等について検討した。 	
	(2) 大気汚染対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情処理及びパトロールを実施し、パンフレットを用い、野焼きの禁止を周知した。 ・広報さんじょう掲載、苦情のあった農家への個別指導を実施した。 ・野焼きの苦情処理時にパンフレットを配布し、焼却炉の適正使用、不法投棄の禁止等を周知した。 	

小項目	主要施策	実施内容	未実施の事項
1 快適な大気環境の確保	(3) 悪臭防止対策の推進	・苦情処理に伴い、生活雑排水対策及び悪臭防止に関する改善の指導を行った。	
2 清らかな水の保全及び汚染の防止	(1) 水環境の監視体制の整備	・河川の水質検査の実施、工場等への立ち入り検査及び排出水の検査を行った。その結果、すべての調査地点、事業所において環境基準を満たしていた。	
	(2) 水質浄化対策の推進	・県を通じて、排水の基準超過事業者への設備改善融資制度を周知した。また、油流出事故や油の適正処理など排水に関する配慮について啓発した。	
	(3) 公共下水道・農業集落排水事業の推進	・公共下水道の認可区域内、農業集落排水地域内の整備促進を図った。 【三条処理区】 面整備 L=506.4m 【栄処理区】 面整備 L=1,186.8m 【下田処理区】 面整備 L=2,002.8m ・公共下水道供用開始区域内の加入促進として次の活動を行った。 【個別訪問普及活動】 7/27～10/30実施 【農業集落排水処理区への回覧依頼】 8自治会に依頼 【接続率】 公共下水道事業 60.4% 農業集落排水事業 71.6%	
	(4) 浄化槽の設置促進	・新築、改築時に適正な形態で合併浄化槽の導入が図られるよう助言指導を行った。	
3 騒音・振動の低減及び快適な住環境の保全	(1) 音環境の監視体制の整備	・騒音・振動調査を実施した。 ・苦情には速やかに対応し、改善指導を行った。	
	(2) 自動車・自動二輪車の騒音・振動対策の推進	・該当する事案が無かった。	

小項目	主要施策	実施内容	未実施の事項
3 騒音・振動の低減及び快適な住環境の保全	(3) 事業活動に伴う騒音・振動対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・規制基準(敷地境界基準値、作業禁止時間、作業期間、作業禁止日)を指導した。 ・設計図書に含まれる施工条件総括表に明示し、指導した。 	
4 土壌・地盤環境の保全	(1) 監視体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・県、環境センター主催の研修にて情報収集を行った。 ・市内4か所において、地下水位の変動状況及び地盤沈下量の観測を行い、現状の把握を行った。 	
	(2) 地下水の保全	該当なし	
5 有害化学物質による環境汚染の防止	(1) 化学物質の適正使用・適正管理の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・建築確認申請101件及びリサイクル法の届出247件について、適正な使用を確認した。 	
	(2) 有害化学物質対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情処理及びパトロールを実施し、パンフレットを用い、野焼きの禁止を周知した。 ・苦情のあった農家への個別指導を実施した。 	
6 ごみの減量及び再利用・リサイクルの推進	(1) 施設整備	<ul style="list-style-type: none"> ・新最終処分場の基本設計、候補地用地の生活環境影響評価調査の現状調査を実施した。 	
	(2) ごみ減量化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・広報さんじょうやホームページ、コミュニティFMを通じて広報活動を実施した。 ・家庭で眠っている贈答品の受託販売を行った。 ・かんきょう庵の「ものづくり工房」で廃棄物や再生品を利用した講座を開催した(4回)。 ・廃棄物減量審議会を開催した(3回)。 	
	(3) リユース・リサイクルによる循環利用の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・集団資源回収実態調査について、11自治会、全小、中学校を対象に実施した。 ・かんきょう庵において粗大ごみとして排出された再利用可能な家具等を市民へ配布することによりリユースを促進した(5月、7月、9月、12月、3月実施) ・小型家電回収によるリサイクル及び資源化の促進を図った(公共施設8施設及び民間2施設)。 	
	(4) 適切な収集体制の確立		<ul style="list-style-type: none"> ・少子高齢化、人口減少社会に対応した収集体制について検討に至らなかった。

3 快適環境の保全と創造

小項目	主要施策	実施内容	未実施の事項
1 緑あふれるまち	(1) 公共空間の緑化の推進	・旧第一中学校、旧一ノ木戸小学校、旧条南小学校跡地の有効活用を図るため、公園の整備を行った。(再掲)	
	(2) 市街地の緑化の推進	・地域活動団体が行う花木の設置活動に対し費用の一部を補助した。(補助件数 16件)	
	(3) 公園の整備・充実	・旧第一中学校、旧一ノ木戸小学校、旧条南小学校跡地の有効活用を図るため、公園の整備を行った。(再掲)	
2 誰もが気持ちよく暮らせるまちの形成	(1) 不法投棄・ポイ捨て対策の推進	・ポイ捨て及び不法投棄防止の看板を希望する自治会に配布を行い、啓発を実施した。	
	(2) 環境美化活動の推進	・コミュニティ放送及びホームページにて広報を実施し、まち美化ボランティア登録者数の増加を図った。 ・ゴミ拾いにスポーツの要素を加え、楽しみながら環境美化に貢献できる「スポーツゴミ拾い大会」を平成27年10月に実施した(参加者46チーム、175人)。(再掲)	
	(3) 空き家等の保全及び有効活用(再掲)	・空き家対策の推進に関する特別措置法の施行に伴い、空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正し、空き家及び空き地の対策について法と条例との整合を図った。また、市内の空き家の実態を把握するための調査内容等について検討を行った。 ・市内に所在する空き家情報を一元化し、所有者と希望者のマッチングを図る「空き家バンク制度」を、公益社団法人新潟県宅地建物取引業協会との「三条市空き家バンク制度に関する協定」を経て、平成28年11月に開始した。	・空き家バンクに3件の物件が登録されたが、契約実績は0件だった。 ・空き家改修事業等補助金の申請者を募集したが、申込みはなかった。
3 自然と暮らしの調和のとれたまち並みの保全・形成	(1) 景観に配慮したまちづくりの推進	・まちなかに市民が気軽に出かけ、交流できる施設「まちなか交流広場」の整備を行った。(再掲)	
	(2) 快適で魅力あるまち並みの形成	・まちなか交流広場他2か所でユニバーサルデザインを取り入れた。	・歩車共存道路について、スマートウェルネスに係るソフト事業の状況を見据えて実施箇所の検討をすることとしたため、27年度の検討は見送った。

4 地球環境への貢献

小項目	主要施策	実施内容	未実施の事項
1 資源・エネルギーの有効活用	(1) バイオマス資源の利活用の推進	・市を含めた木質バイオマス発電事業関係3者で平成27年11月27日に「木質バイオマス発電事業の運営に関する協定」を締結し、市内の間伐材の利用促進について確認した。(再掲)	
2 地域から地球環境の保全への貢献	(1) 地球温暖化防止に向けた市の率先的な取組	・「三条市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」を基に取組を行った。	
	(2) 家庭における地球温暖化対策の普及促進	・コミュニティFM、市の広報紙に啓発記事の広報及び環境情報誌に啓発記事を掲載し、公共施設へ配布した。同内容をホームページに掲載し情報提供を行った。	
	(3) 公共交通機関の利用促進	・高齢者の外出促進及び負担軽減を図るための社会実験として、デマンド交通において複数で乗車した場合の利用料金の割引を行う「デマンド交通おでかけパス」の運用を平成28年1月から下田地域在住の65歳以上の住民を対象に開始した。(再掲)	
	(4) 徒歩・自転車利用の促進	・ノーマイカーデーについて19日(いく日)に限らず、19日を含む週、及び任意で実施した日も集計対象としノーマイカー実施者の拡大を図った。	

5 環境保全に取り組み基盤づくり

小項目	主要施策	実施内容	未実施の事項
1 地域の環境を育む人材育成	(1) 環境教育・環境学習の推進体制整備	・NPOを講師とするほか、新たな担い手として県の環境リーダーの活用も検討した。	
	(2) かんきょう庵の充実	・「ものづくり工房」として着物リメイク教室等、再利用で楽しみながら出来る講座を開催した。夏休み期間中は自由研究につながる講座や企画展を開催した。	
2 人と人のつながり、各主体間のパートナーシップの形成	(1) 地域コミュニティ活動の推進	・コミュニティ活動支援交付金について、総合型地域コミュニティ8団体、ポップ型8団体、ステップ型14団体に交付を行うことで、コミュニティの維持・醸成をはじめ、まちづくり活動のきっかけづくりに寄与した。	

小項目	主要施策	実施内容	未実施の事項
2 人と人のつながり、各主体間のパートナーシップの形成	(2) 市民活動への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・三条まち美化ボランティアの活動支援として、美化活動に必要な物品の支給を行った。 ・八幡町及び元町で小路の花植えを実施した。地域住民が毎日花の世話をを行うことで、外出機会の創出、住民間の情報交換及び地域の見守りにつながり、ひいては地域コミュニティの醸成につながった。 	
	(3) 事業者の環境保全活動への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・三条まち美化ボランティアとして登録した企業への活動支援として、美化活動に必要な物品の支給を行った。 	